

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	7	費用負担について	本施設において自主事業としての多世代交流・賑わい創出イベント等を実施する場合、現状同様、目的外使用料などを市に支払う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	管理運営基準の第 2 「1 多世代交流及びにぎわいづくりを見据えた施設運営業務」に掲げる業務に加え、自主事業として利用促進に関する事業を行う場合は行政財産の目的外使用料は不要です。なお、自主事業については、まちなかりピング北千里の目的に合致する範囲内及び法令で定める範囲内で提案してください。自主事業の実施に際しては、事前に市へ事業計画を提出し、承認されたものについてのみ実施することができます。
2	募集要項	17	国税及び地方税の納税証明書について	直近分（令和7 年4 月1 日～令和8 年3 月31 日）の納税証明書が申告時期の関係で、期日までに提出できません。暫定的に令和6 年4 月1 日～令和7 年3 月31 日分で提出し、後日差し替えでも問題ございませんでしょうか。	納税証明書については、参加表明の申請日前3か月以内に所管の税務署で発行されたものを提出してください。また、様式第2号「応募資格を満たすことの誓約書」にも記載があるとおり、市が失格事由の確認等に関する書類を求めた場合は、すみやかに提出してください。なお、応募者は募集要項P13～14の13（2）応募資格ア～エに定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、その応募資格を失うものとします。
3	募集要項	19	収支決算書について	1 回目の質問回答No.22において、『「収支決算書（科目内訳書を含む。）」については、①販売費及び一般管理費の内訳等が分かる決算書に加え、②内訳のうち、いわゆる 1 6 種類の項目に分類されている勘定科目については、その内訳明細書を提出してください。』とのことですが、ご指示の勘定科目内訳明細書については個人との取引情報部分も多く、厳重な機密情報にあたるため、抜粋情報でも問題ないでしょうか。 また、1 回目の質問回答No.23において、『御質問の場合（連結決算の貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合）は、①親会社の連結貸借対照表、連結損益計算書、②親会社の貸借対照表、損益計算書、③子会社等の貸借対照表、損益計算書、④出資関係図またはグルーリー覧表の提出をお願いします。なお、②と③については抜粋で構いません。』とのことですが、連結決算報告書や、上記①②のご準備においては、上場企業となるため公開情報（有価証券報告書）以外の開示が難しい状況です。また、有価証券報告書においても、1 期だけでも数百ページに及ぶものであり、副本を含めての製本ご提出が現実的ではなく、その抜粋資料でもよろしいでしょうか。 （弊社としてもこれまでの指定管理等の応募実績においても、当該資料提出の実績がなく、万が一、本ご回答にて提出に足る資料の確定判断が難しい場合、資料の有無による欠格を避けるため、本件については継続でのご質問等を許可いただけますと幸いです。）	1. 勘定科目内訳明細書に記載されている「個人との取引情報部分」については、その特定ができないように一部または全部を黒塗りする、あるいは、抜粋情報のみとすることにより対応してください。 2. 連結決算報告書や左記①②について、上場企業であることにより「有価証券報告書」以外の提出が困難な場合は、有価証券報告書の抜粋資料を提出してください。 上記により回答いたしましたので、質問期間終了後は継続した質問をお受けすることはできません。但し、必要に応じて追加資料を求める場合があります。
4	管理運営基準別表1	6～8	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	自家用発電機負荷試験（年1回/全館停電作業）の過去3か年の実施月をご教示ください。また、自家用発電機の容量をご教示ください。尚、自家用発電機の仕様内容がわかる資料等があれば開示ください。	自家用発電機の負荷試験は実負荷試験と模擬負荷試験があり、停電作業を伴う実負荷試験は実施しておりません。 自家用発電機の容量及び自家用発電機の仕様内容については、図面集にあります電気設備工事の図面番号E-027に記載があります。
5	管理運営基準別表1	6～8	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	連結送水管耐圧試験（3年に1 回）は、直近で何年度に実施したのでしょうか？ご教示ください。	連結送水管耐圧試験については、設置後10年が経過したものにつき、3 年毎に点検を実施するものですので、直近の実施はありません。
6	管理運営基準別表1	6～8	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	公民館会議室 1、 2、 3 の間仕切壁について年間保守は不要という認識でよろしいでしょうか？ご教示ください。	お見込みのとおりですが、公民館会議室 1、 2、 3 の間仕切壁について年間保守を妨げるものではなく、管理運営基準P4～P5「5 施設及び設備の維持管理等に関する業務」にお示しするとおり、施設及び設備について、その機能及び性能を確保するため維持管理等相关する業務を行ってください。
7	管理運営基準別表1	6～8	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	当該施設には、中央監視盤自動制御装置が設置されていると思いますが、この一覧表には保守点検の明記がありません。 現在は、メーカー等による保守点検は実施していないのでしょうか？ メーカー等による定期的な保守点検は不要という認識でよいのでしょうか？ご教示ください。	各設備機器毎の操作やモニタリングできる装置を事務室の壁面に集約していますので、機器毎の保守点検でその都度、操作やモニタリング装置も点検対象になります。よって、「中央監視盤自動制御装置」一群をまとめて保守点検する必要はありません。
8	管理運営基準別表1	6	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	非常用照明器具の点検について、関係法令として電気事業法の記載がございますが、建築基準法もしくは消防法の間違いではないでしょうか？ 専門業者に確認したところ、非常用照明器具の点検については、一般的に電気事業法 4 2 条ではなく、建築基準法 1 2 条が妥当であるとのことでした。そのため、非常用照明器具の点検については、建築基準法に基づく点検でも問題ないでしょうか？ご教示ください。	本施設は不特定多数が利用する「特定建築物」であることから、建築基準法第12条による法定点検報告義務があります。別表 1 のNo7非常用照明器具の点検は自主点検を示しており、電源供給配線路などの点検保守に係る関係法令として電気事業法を記載しています。

吹田市立北千里児童センター、吹田市北千里地区公民館及び吹田市立北千里図書館（まちなかりピング北千里）指定管理者募集要項等に関する質問及び回答

【令和 8 年（2026 年）7 月1日から令和 8 年（2026 年）7 月21日受付分まで】

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
9	管理運営基準 別表1	7	まちなかりピング北千里設備点検・保安管理一覧表について	電話設備保守点検については、自主点検となっていますが、メーカー等による定期的な保守点検は不要という認識でよろしいでしょうか？ご教示ください。	お見込みのとおりですが、メーカー等による定期的な保守点検を妨げるのではなく、管理運営基準P4～P5「5 施設及び設備の維持管理等に関する業務」にお示しするとおり、施設及び設備について、その機能及び性能を確保するため維持管理等に関する業務を行ってください。
10	管理運営基準	10	備品管理業務	「指定管理料により購入した備品は市に帰属する」とありますが、現管理者が指定管理料以外で設置している備品（備品一覧に記載がないもの）があれば、ご教示ください。	現管理者が指定管理料以外で設置している備品については、市の管理範囲外ですので、市は把握しておりません。
11	まちなかりピング北千里管理運営基準	14	コピー機の管理運営について	コピー機の電気代については、自動販売機のように個メーターによる把握が困難なため、指定管理料に含めてもよろしいでしょうか。	自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の負担としております。コピー機については設置する機器の消費電力から算出することを想定していますが、協議事項とします。
12	管理運営基準	21	第 6 業務分担	第一回目の質問回答(No.7)で、市職員の勤務時間をお示しいたしましたが、現在、市職員退勤後の18:00～20:00の時間帯は、予約受付やレファレンス等は指定管理者が受付を行っているのでしょうか。	現在、レファレンスは市職員が行っており、受付時間は18時までです。予約受付は指定管理者が20時まで行っています。令和9年 4 月から、予約受付は市職員の業務に変更となり、18時までの受付になります。
13	管理運営基準	21	第 6 業務分担	市の担当となっている予約受付・レファレンスについて、市職員の勤務時間中に指定管理者が一次受付を担う場合がありますでしょうか。	一次受付を行うことはありません。市職員のカウンターを案内するなど引継ぎをしてください。
14	管理運営基準	21	第 6 業務分担	読書推進に資する事業について、事業者主催の提案を行うことは可能でしょうか。	北千里図書館の読書推進に関する業務は市の職員が担います。まちなかりピング北千里として複合施設の特性を生かした取組の中で本や読書に関連した事業の提案を行うことはできますが、実施にあたっては、内容に応じて個別の協議事項となります。市の実施する行事と内容が重なるものはできません。但し、市の職員と連携した企画は可能です。
15	管理運営基準	21	第 6 業務分担	読書推進は市の所管業務と理解しておりますが、施設内連携や地域連携の取り組みの一環として、読書推進につながる事業や展示についてご提案することは可能でしょうか。	
16	管理運営基準	21	第 6 業務分担	施設の開館時間外を含めた施設の活用方法について提案しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。但し、実施にあたっては協議事項となります。
17	吹田市立北千里児童センター管理運営業務仕様書	5	施設の使用許可等に関する業務	（６）閉館後の集会室使用の許可について、年間の利用頻度、主な利用内容について、ご教示下さい。	現在は18時から20時まで、年間を通じて中高生向けの自習室として運用しています。それ以外の実績はありません。
18	吹田市北千里地区公民館管理運営業務仕様書	4～5	設備・備品に関する業務	公民館に設置する陶芸窯や音響設備（スピーカー、ミキサー、アンプ、マイク等）については、専門業者による定期点検は必要なのでしょうか？また、現在は専門業者やメーカーによる定期点検は実施しているのでしょうか？実施回数を含め、ご教示ください。	施設及び設備で別表 1 に記載がないものについて、その性能及び機能の維持、利用者の安全及び快適性の維持に必要なものについては、市と協議の上、実施してください。備品は施設の管理運営に支障を来さないよう管理を行うとともに、不具合が生じた備品については、市と協議の上、更新を行ってください。なお、電気釜（陶芸窯）は専門業者により年 1 回の保守点検を実施しています。音響設備は必要に応じて保守業務を行います。令和 4 ～令和 7 年度までは実施しておりません。
19	吹田市立北千里図書館管理運営業務仕様書	2	第 3 図書館利用に関する業務の実施 1 業務の範囲 （１）閲覧室の開館、閉館準備に関する業務	図書館の開館準備に係る現在の職員数と出勤時間をご教示ください。	職員数・出勤時間については現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。開館に支障がないよう設定してください。
20	吹田市立北千里図書館管理運営業務仕様書	3	電子書籍の操作説明、操作補助について	指定管理者が利用者向けの電子図書館体験会などのイベントを実施することは差し支えないでしょうか。	読書推進に関する業務については市が行います。電子図書館についての指定管理業務としては、個別の利用者への操作説明、操作補助となります。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
21	吹田市立北千里図書館管理運営業務仕様書	4	第3 図書館利用に関する業務の実施 1 業務の範囲（6）配架・書架整理業務	「特定のコーナー対象資料の配架」とありますが、資料提供や情報発信に関する運営上の工夫について、提案を行うことは可能でしょうか。	「特定のコーナー対象資料の配架」は市職員が設置するテーマ別の本のコーナー等への資料の配架を指します。北千里図書館の読書推進に関する業務は市の職員が担います。 まちなかりピング北千里として複合施設の特性を生かした取組の中で本や読書に関連した事業の提案を行う場合はNo14、15にお示ししたとおりです。
22	まちなかりピング北千里保安警備業務仕様書 特記仕様書（6）	2～4	有人警備について	1 回目の質問回答において、年末年始の返却ポストの整理業務や公民館の鍵の受け渡し業務については、警備業法に基づく警備員ではなく職員等で実施することも可能との回答がありましたが、その場合でも、警備業法に基づく警備員の配置・巡回（休館日を除き、毎日20：00～22：30）は、必要なのでしょうか？ご教示ください。 例えば、公民館の鍵の受け渡し業務を職員等が実施するとともに、他の職員等が20：00～22：30の施設内外の巡回を行い、22：30以降は機械警備で対応するなどは可能でしょうか？ご教示ください。	20時から22時30分の時間帯については、警備業法に基づく警備員の配置・巡回が必要です。 警備員業法に基づかない職員のみ配置・巡回に置き換えることはできません。
23	様式第4号	1	2 施設の効用を最大限に発揮するための事業提案	（1）各施設運営の部分に、ア 児童センター（別紙1を参照のうえ、提案してください。）などという記載がありますが、提案書の記載としては、このカ所に別紙1、2、3の内容を組み込んで作成するということでしょうか。	御認識のとおりです。
24	その他	-	施設活用	・屋外屋根あり（正面入り口右手側）のスペースで飲食などのイベントを開催する場合、キッチンカーなどが入ることは可能でしょうか。 ・屋外屋根ありスペースに設置してあるテーブルや椅子は移動可能でしょうか。また、こちらでイベント時などは簡易的な飲食スペースなどを設置することは可能でしょうか。	・当該スペースへの車両進入口はございません。 ・イベント時などに簡易的な飲食スペースを設置することは可能ですが、既設の椅子は足の部分がコンクリート作りのため移動は困難です。
25	その他	-		・施設の利用者として、これまで以上に増加させたい年代層や属性などがありますか。 また、「世代間交流」として特に想定・期待している世代はありますか。	・当該施設は、特定の年代層や属性の利用を促進するという目的はなく、あらゆる世代に開かれた居場所の実現を目指しています。 ・「世代間交流」として特に想定・期待している世代はありませんが、複合施設の特性を活かして、子供から高齢者まで、多世代の交流が生まれる居場所の実現を目指しています。